

熱海市交通空白解消事業における湯河原町への乗り入れについて

説明趣旨：

静岡運輸支局より、今年度の熱海市交通空白解消事業の内容について、乗入れ先の湯河原町の地域公共交通会議内での事業説明のほか、依頼事項として以下の確認を求められたため、今回の説明の場を頂きました。

【確認内容】

「熱海市民を、熱海市泉地区と湯河原町の間で送迎するにあたり、湯河原町内の公共交通の運行に影響を及ぼさないこと」の説明を行いその理解を得る事。

熱海市交通空白解消事業の申請内容

【静岡県熱海市】事業名:「まめっこ号」が繋ぐ熱海地域MaaSシステムの構築

「交通空白」解消タイプ



国土交通省

応募様式1

事業費 【事業全体費用】43,096,600円 ←6カ所毎日運行のケース
 【補助対象経費】41,435,600円（収入分を除く）

事業主体/運行主体

【事業主体】熱海次世代・観光地域交通プラットフォーム協議会
 熱海市、ジョルダン株式会社（代表団体）

【運行主体】NPO法人ライフ熱都/静岡県タクシー協会熱海支部

事業背景・目的

・熱海市は国内有数の多傾斜地形で、国道・県道以外の道路は細く
 曲がりくねり、バスの通れる道は少なく多くの交通空白地域を抱えている。
 また生活利便施設は市街地と国道沿いに集中し、住民の大半は
 郊外に住んでいる。一方、少子高齢化は県下で一番進んでおり、特
 に郊外の交通空白地域は高齢率が高く免許返納者も急増している。
 ・交通空白地住民の希望する条件での移動手段を提供しつつ、当該
 住民、自治体の負担を最小限に抑え、既存交通機関への影響を最
 小限に抑えつつその利用促進にもつながる仕組みの構築を目的とする。

事業概要

運行期間 令和8年10月～令和9年1月

交通サービス	公共ライドシェア/あいのりタクシー
運行形態	路線準定期運行/路線不定期運行
法的区分	道路運送法78条2号/道路運送法21条（車両不足対応）
運行頻度	月曜日～金曜日、6時から20時
運賃	1人300円～500円（距離に応じて-昨年度調査結果より）
実施内容	交通空白地域の住民には、移動の目的地、条件を聞き、最適な交通 機関の組み合わせ、もしくは単体の移動方法を、決着含め提供。「まめっ こ号」は補完交通機関としての役割を担い、交通空白地域の一般住 民に対しては自宅から最寄りの交通結節点である駅・バス停まで、もし くは駅・バス停近くの、毎日の生活に困らないレベルの生活利便施設ま で、交通弱者については、自宅からあらかじめ設定した交通利便施設、 病院等彼れらに必須の目的地までの直接運行を実施する。

事業実施地域

- ・以下A、B及びその接続部分
- 【A. 交通空白地域】●部分
- ・泉、伊豆山、西熱海、梅花町、下
 多賀、網代山、
- 【B. 生活利便施設】●部分
- ・湯河原町ロードサイド、熱海駅周辺
 /市役所周辺、小嵐ロードサイド、下
 多賀ロードサイド、伊東市ロードサイド

事業イメージ

・MaaSとして予約を受け
 付け、協議会所有の車両
 及び委託先採用運転手
 所有車を用いて、交通空
 白地域内の自宅と都市部
 もしくはロードサイドの駅、バ
 ス停、生活利便施設を結
 ぶ組合せ・もしくは単体の
 運行を実施。

見込まれる事業効果

【定性・定量効果】

利用者数：4,800人/5ヶ月 平均乗車人数：2.0人
 継続希望：98% 利便性向上評価：85%
 出頻度増：85%

【「交通空白」への効果】

交通空白地区中対応：6地区中5地区7地域
 対交通空白地域内人口移動支援カバー率：40%

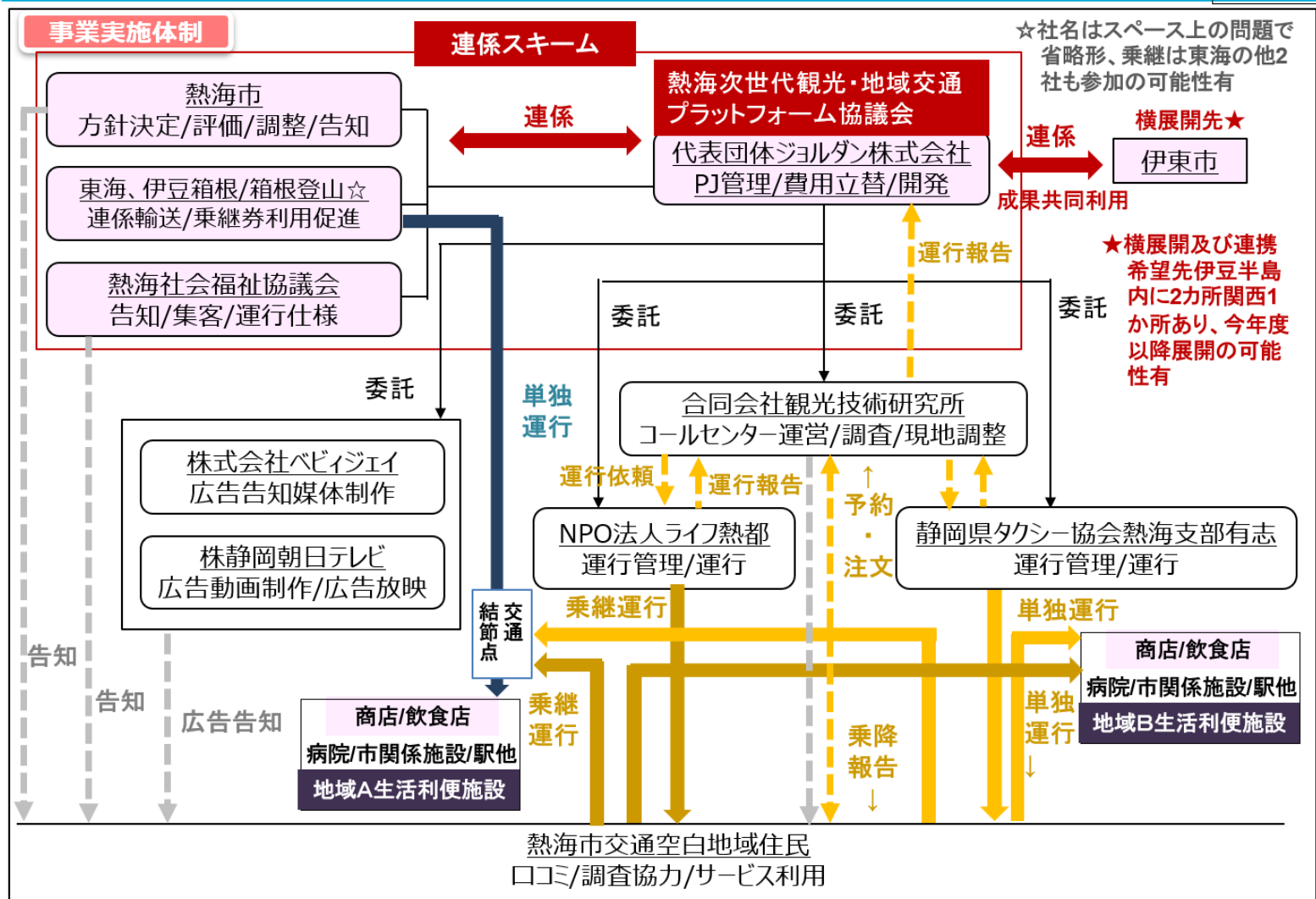
【静岡県熱海市】事業名:「まめっこ号」が繋ぐ熱海地域MaaSシステムの構築

「交通空白」解消タイプ



国土交通省

応募様式1



熱海市交通空白解消事業における交通空白地域の定義

本事業における交通空白地域の定義

1. 交通空白地域の基本的定義(一般的な観点より移動支援が必要と考えられる地域)
 - ①鉄道の駅より経路で800m以上
 - ②バス停より経路で300m以上
2. 特別交通空白地域の定義(無条件に移動支援が必要と考えられる地域)
 - ①交通空白地域において70m以上の区間12%以上の勾配(傾斜角度)が続く地域
 - ②交通空白地域内の自宅より目的地までの区間において、徒歩による移動時間が鉄道、バスによる移動時間を上回る地域
3. 準交通空白地域の仮定義(特定の条件下において移動支援が必要となる地域)
 - ①鉄道もしくはバスの運行時間が2時間に1本以下の時間帯がある地域(その時間帯において交通空白地域と定義する)
 - ②鉄道の駅より経路で800m未満バス停より経路で300m未満の距離においても、そのうち70m以上の区間バリアーフリー限界値8%以上の勾配が続く地域

熱海市交通空白解消事業における交通弱者の定義

交通弱者定義の必要性:

自治体経営の観点から言えば、本来自治体の施策は、納税する自治体内の住民、企業や自治体で消費活動をしてくれる観光客等のためのものであり、利用者不在の交通空白地域に対する移動支援手段の投入は意味が無い。従って施策の対象者＝交通弱者を明確にする必要性がある。

本事業においても、自治体との連携を前提としているため、対象者(交通弱者)の定義を明確にして実施することとした。

←移動手段を持つ住民はどこに住もうと交通空白と感じていない

熱海市の交通弱者定義に関する状況:

熱海市においては、年齢的な定義はまだ出来ておらず、交通空白地域との関係についても定められていない。

1. 本事業における基本的な交通弱者の定義

条件: 年齢問わず交通空白地域に居住する交通手段を保有しないもしくは利用できない住民

2. 本事業における重点支援対象交通弱者の定義

条件：地域に貢献してきて今後も納税者となりうる交通空白地域の70歳以上の高齢者＊及び、地域の将来を担う通学する子供の内、以下の条件を満たすもの

- ①自分で車両による移動が不可能
- ②車両非保有
- ③免許非保有（免許返納含む）

＊国が定める高齢者の定義は65歳以上だが、高齢化率が48.7%と市としては県下一高く、さらに高齢化が進む熱海市では自治体負担が大きくなり当該定義がマッチしない可能性があるため70歳以上★とした。

★「令和7年度高齢者福祉行政の基礎調査 - 静岡県」より後期高齢化率（75歳以上）は、33.4%。

3. 本事業においてサービス対象とする交通弱者の条件

- ・本事業は、実用化に際しての問題点、課題及び解決方法抽出を目的とする実証事業であるため、**対象を、より実証効果が高いと思われる交通空白地域及びその周辺在住の交通弱者**とした。

熱海市交通空白解消事業の内容要約

熱海市交通空白地域＊の解消と市内交通弱者＊救済を目的として、市および利用者の負担を最低限にすることを条件とする、交通空白地域内の自宅と市役所、商業施設、病院、学校等生活基盤施設間でバスとタクシーの中間的な性格の往復運行を行う「まめっこ号」の実証事業を行い、実用化のための要件を抽出、事業化計画を作成する。

運行は交通空白地域、生活基盤施設所在地域にそれぞれ乗降エリアを定めて行い、それ以外のエリアでは乗降を禁止する。

なお交通空白地域内での乗降は自由とするが、公共交通機関を含む既存交通機関が存在する生活基盤施設所在地域では、既存交通機関への影響を考慮し、往路は下車のみ復路は乗車のみを可能とする。また運行における輸送料金は、利用自由度の低い電車バスを利用した場合より高く、利用自由度の高いタクシーより安くする。

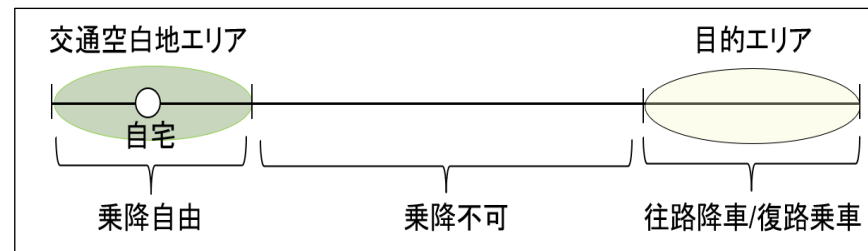
これら利用の制約とそれに見合う料金の採用により、各交通機関の棲み分けを図る。

熱海市交通空白解消事業における運行地域と運行条件・方法

【運行地域】 緑=交通空白地域、赤=目的地



【運行条件・方法】

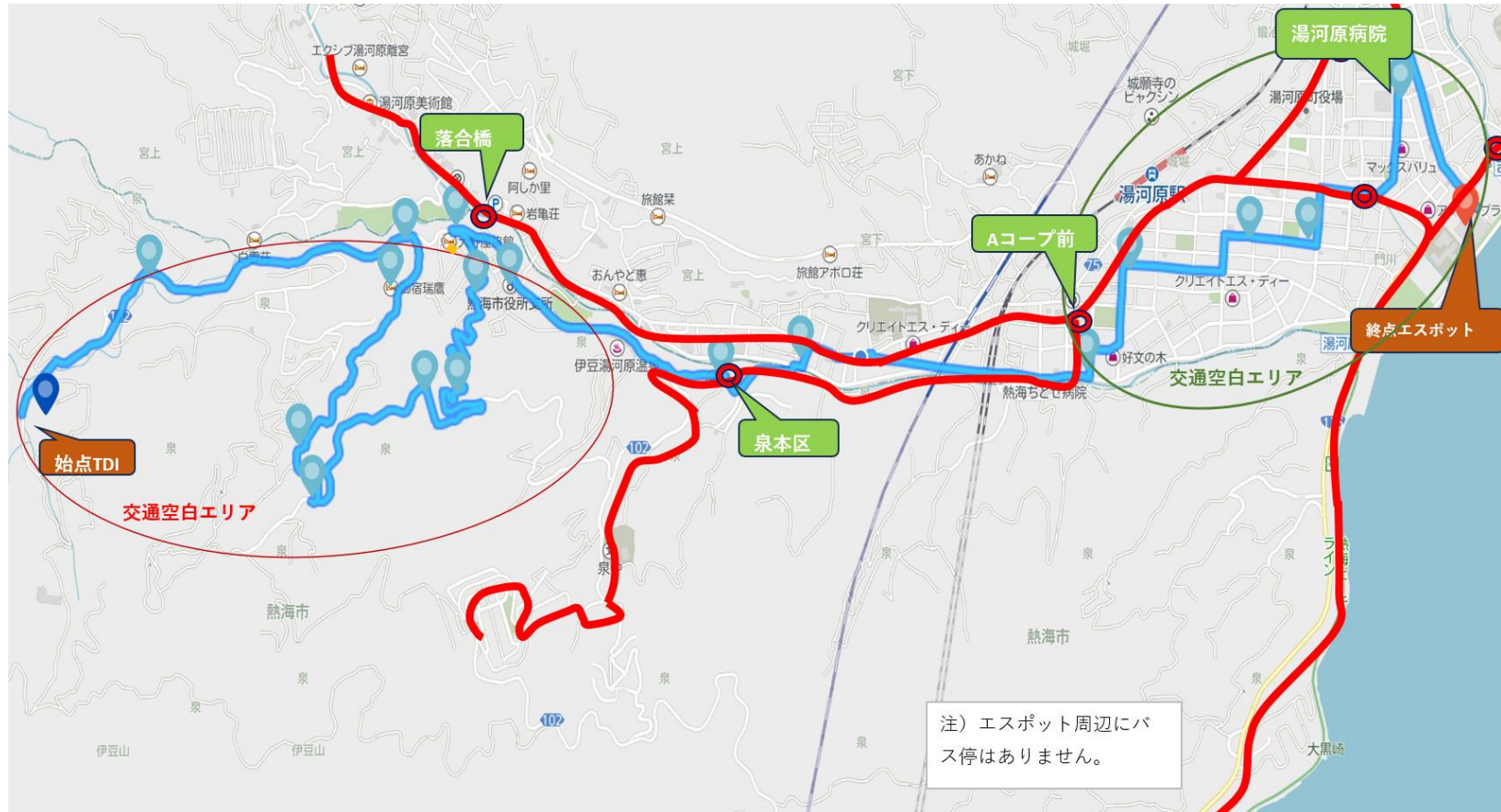


- ・主として高齢者、子供が中心となるため、体力面、事件、事故、獣害対策を前提に自宅送迎を前提とする。
- ・交通空白エリアと目的エリア及びそれらの地域内の始点(終点)決め、それらを結ぶルートを利用希望者の自宅を経由して運行する。
- ・既存交通機関への影響を考慮し、運行において、交通空白エリア内の乗降は自由とするが、目的エリアにおいては、往路は下車のみ、復路は乗車のみを条件とする。

湯河原町乗入れに関する運行ルートと乗降位置・運賃

最大走行距離:9.8km 料金 一律400円(ゆたぼん号同等料金)

←実証においては、実証時のより効果的運賃設定及び地域におけるバスやタクシー等の利用促進効果検証のため乗車補助券を発行する可能性有



基本乗降位置:TDI前(始点)→交通空白地域内自宅→落合橋*→熱海市役所泉支所→泉本区バス停
→Aコープ→一福堂裏→Maxvalue湯河原店→湯河原病院→エスポート(終点)

注) * 印はバス結節点